

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p align="center"><u>山形県営土地改良事業分担金徴収条例</u> (趣旨)</p>	<p align="center"><u>山形県営土地改良事業分担金等徴収条例</u> (趣旨)</p>
<p>第1条 県が<u>行なう</u>土地改良事業（以下「<u>県営土地改良事業</u>」という。）に要する費用の一部にあてるため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「<u>法</u>」という。）第91条の規定に<u>基づき</u>分担金を徴収する場合には、法令に別段の定めあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(知事の指定する事業についての分担金と特例)</u></p>	<p>第1条 県が<u>行う</u>土地改良事業（以下「<u>県営土地改良事業</u>」という。）に要する費用の一部にあてるため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「<u>法</u>」という。）第91条の規定に<u>基づく</u>分担金及び法第91条の2の規定に<u>基づく</u>特別徴収金を徴収する場合には、法令に別段の定めあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(特別徴収金)</u></p>
<p>第5条の2 県は、<u>県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行については、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地について法第3条に規定する資格を有するものから、第2条第1項の規定により徴収する各年度の分担金のほか、当該県営土地改良事業について県が負担した額を、知事の定めるところにより、その者が法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割りふつて得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部が当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合に当該転用に係る土地の面積に応じた額（農地が農地以外に転用されることに伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）を納付せしめる旨の条件を付した分担金を徴収する。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。</u></p>	<p>第5条の2 県は、<u>県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「<u>目的外用途</u>」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。</u></p>
<p>2 知事は、<u>前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該県営土地改良事業に係る第2条第1項の規定による徴収に係る決定通知を行なう際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関する必要な事項を定めてこれを通知するものとする。</u></p>	<p>2 前項の特別徴収金の額は、<u>第1号に規定する額から第2号に規定する額を差し引いて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>特別徴収金の徴収に係る県営土地改良事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合</u></p>

(次号において「徴収割合」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 特別徴収金の徴収に係る県営土地改良事業につき第2条第1項の規定により徴収する分担金の額、同条第2項の規定により徴収する分担金に相当する額の金額の額並びに法第91条第2項及び第6項の規定により徴収する負担金の額を合算した額に、徴収割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

3 県は、法第87条の3第1項の規定に基づく県営土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき、当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から当該機構関連事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める場合に該当する場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

4 前項の特別徴収金の額は、第1号に規定する額から第2号に規定する額を差し引いて得た額とする。

(1) 特別徴収金の徴収に係る機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合(次号において「徴収割合」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 特別徴収金の徴収に係る機構関連事業につき法第91条第6項の規定により徴収する負担金の額に、徴収割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

3 知事は、転用に係る土地の面積が知事の指定する面積をこえない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項の分担金を免除することができる。

(徴収手続等)

第6条 分担金の徴収手続その他この条例の施行

5 知事は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項及び第3項の特別徴収金を免除することができる。

(徴収手続等)

第6条 分担金及び特別徴収金の徴収手続その他

に関し必要な事項は、知事が定める。

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。